

養育医療の申請に来られた方へ

※必ずお読みください。

■ 養育医療とは・・・

体重が少なめに生まれたり、生活するうえで困難な症状(体温が低い、呼吸がうまくできない、うんちやおしっこが出ない、黄疸が強いなど)があり、指定病院の医師が、入院して治療をする必要があると認めた赤ちゃんに対する医療費の公費負担制度です。

■ 収めている税金の額によって自己負担と公費負担の金額が決まります。

(養育医療の申請をすれば医療費がすべて無料になるというわけではありません)

■ 金額を決定して、自宅と病院に『決定通知』を郵送します。

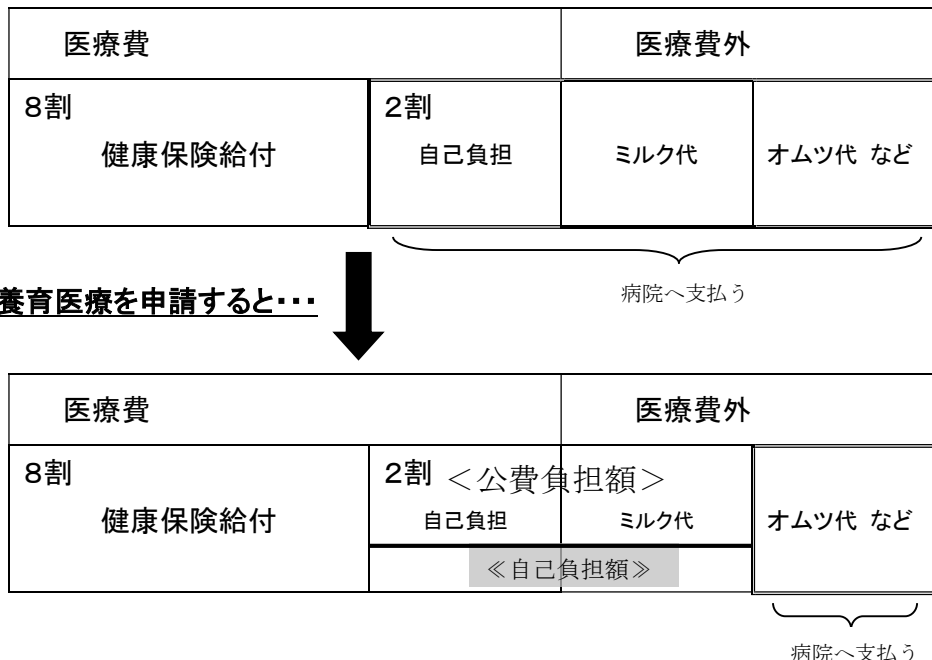
ただし、医療費以外の費用(オムツ代など)は個人負担になりますので、直接病院に支払ってください。

■ 決定した自己負担の金額は、海田町が立て替え払いをします。

養育医療の給付が決定して2～3か月後に納付書を自宅へ郵送しますので、忘れず支払ってください。(銀行などの金融機関への振り込みです。)

■ 乳幼児医療費受給者証をお持ちの方は、養育医療の自己負担額のうち、乳幼児医療費制度で定めている入院自己負担分を計算した額の納付書を送ります。

【医療費支払いのイメージ】



◎ 育児等で困ったこと、不安なことがあれば地区担当保健師にいつでもご相談ください。

海田町福祉保健部こども課 (〒736-8601 海田町南昭和町 14 番 17 号)

☎ (082) 823-9227